

浜田市「市長直行便」制度実施要綱

第1条 目的

広く市民の市政に対する意見、提言等を聴き、多様化する市民ニーズを的確に把握すること。

第2条 運用の原則

- (1) 誰でも市長直行便（以下「直行便」という。）を送付することができる。
- (2) 直行便の受付（受理）は、第4条の規定によるものとする。
- (3) 市長が直接直行便を読むこと。
- (4) 直行便の回答は、第5条の規定によるものとする。

第3条 直行便の送付の方法

直行便の送付は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 市内各所に備え付ける直行便の専用はがきによる方法
- (2) 浜田市ホームページの直行便専用フォームに入力する方法
- (3) その他直行便である旨を表示した書面の提出、電子メール又はファックスによる方法

第4条 受付

- 1 前条に掲げる方法により提出された意見等は、直行便として受け付けるものとする。
- 2 次に掲げる事項については、原則として直行便としては受け付けない。
 - (1) 市政に直接関係のないもの
 - (2) 個人的な要望
 - (3) 個人を誹謗中傷するもの
 - (4) 意見等の趣旨が不明のもの
 - (5) 一度回答した内容に関する同一人物からの繰り返しの意見
(匿名の場合でも、同一人物と思われる人物からの繰り返しの意見を含む)
 - (6) 口頭によるもの
 - (7) その他直行便として受け付けることが適当でないと判断されるもの
- 3 直行便の受付は、市長公室において行う。
- 4 直行便以外の意見等の受付は、担当部署において行う。

第5条 回答

- 1 直行便は、市長が回答するものとする。
- 2 回答は、原則として直行便を受け付けた日から概ね1か月以内を目途に回答するものとする。ただし、現状の調査、対応の検討・調整等に時間を要するものは、当該期間を超えて回答することができる。
- 3 担当部署は、市長の指示があったときは、市長の回答に補足説明の書面等を添付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、匿名のもの、その他市長が回答することが適当でないと認めるものは、原則として回答しない。

第6条 公表

直行便で寄せられた意見及びその回答のうち、広く市民に周知する必要があると認められるものは、次のいずれかの方法により、その概要を公表することができる。

- (1) 「広報はまだ」への掲載
- (2) 浜田市ホームページへの掲載

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、「市長直行便」制度の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。